

障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。

これは、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、和歌山市でも障害者差別解消推進条例が施行されています。

和歌山市では、これまでさまざまな取組を行ってきていますが、今回の市報わかやまでは、障害者差別解消推進条例と同時に施行されている手話言語条例をはじめ、障害のある人とのコミュニケーションに関する取組などを紹介します。



# こころをつなぐ コミュニケーション

**知らないことが最大の障壁**  
障害者差別解消法では、不当な差別を禁じているほか、障害のある人にとって障壁となるもの（道路の段差や読みづらい書類など）を取り除くための合理的な配慮が求められるています。  
障害のある人の気持ちは当事者でなければ十分には理解できないかもしれません。もしかすると、本人が望む配慮の形とは違う行動をとってしまうかもしれません。  
しかし、もっともよくないのは障害について知ろうとせず、障害のある人と関わること自体を避けてしまうこと。人ごとだと考えず、自分にとって身近なことだと認識し、理解することが大切です。

今回、障害のある人とのコミュニケーションについて考えるきっかけとなるよう、視覚障害のある畠中常男さんと聴覚障害のある福田美枝子さんにご自身の障害や体験、思いについて聞きました。



和歌山市視覚障害者福祉協会  
会長 畠中 常男 さん

ごく普通に生きていきたい。  
ですが「ごく普通」に生きるための労力がすごい。

## 同じように人生を楽しみたい

「目は、もともと弱視でしたが段々見えなくなりました。光も全く見えなくなつたのは40歳のころです」と畠中さん。周囲には全盲の人もあり、「見えないとあんなふうになるんや、大変やなあ」と思っていたそう。

「いざ自分が見えなくなると、想像を絶するものがありました。ただ、子どもも小さかったし、家内もいましたから、ヤケになるわけにはいかなかった。生活を維持するのが大変だったですね」と畠中さんは当時を振り返ります。

現在、家族と暮らしながら「目が完全に見えなくなる前に自分のペースを作っておこう」と考えて始めた鍼灸院を続けています。インタビュー中、お茶を持ってきた奥様に「今日は紅茶にしてくださいませんか、ありがとうございます」と顔をほころばせる場面も。「家内には感謝しかない、すべてにおいて支えてもらっている」と奥様への感謝の言葉を口にします。生きがいを尋ねると家族であること即答しました。和歌山市視覚障害者福祉協会の会長を務める畠中さん。人と会う機会も多い中で、人と人のつながりの大切さを感じているのだそう。また、「私自身ね」と前置きしたうえで、「障害者は特別なことじゃなく、み

んながしていることを同じようにやってみたいんです」と、障害者はあれこれ手助けしなければいけないと思っている人が多いことに対し、「障害者自身は自分であれしたい、これしたいと思っているんです」と話してくれました。「挑戦しつづけるような生活ではなく、みんながやっていることを、ごく自然にできる世の中になつたらええなあと思います」

## 小さい頃から関心をもって

「今は障害者への理解もずいぶん広がってきたと思います。自分が子どもの頃のことを知っているから、少しうらやましいです」と福田さんは言います。

インタビューした場所は、聴覚障害者を対象に就労と訓練の機会を提供する就労継続支援B型事業所「手の郷」。聴覚障害の当事者団体による、県内初の就労支援施設です。利用されている方と接す

る福田さんは、常に柔らかい表情を浮かべています。しかし、中学時代の話を尋ねると「障害のことをなかなか理解してもらえず、怒られることが多かったです」と表情を曇らせました。静岡で育つた福田さんは中学3年生までは健常者の通う学校に通っていました。当時は手話も知りませんでした。口の動きを見ようと教室内を移動する先生を目で追い、前を見なさいと注意されたそうです。

「大人になつてから興味を持つことも大事ですが、子どものうちから障害に対する理解を育んでおかないと、偏見を持つまま大人になつてしまふ。小さい頃から障害があつてもなくても平等なんだと知っていてほしいです」

手話も声も同等の言語。  
その理解が広まってほしい。



和歌山市聴覚障害者協会  
監事 福田 美枝子 さん

**ご利用ください**

**選挙公報・投票所入場券**



視覚障害のある方や目の不自由な方を対象に、「点字や音声テープによる選挙公報」と「点字シールを貼付した投票所入場券」を送付しています。1度ご登録いただければ、選挙が行われるたびに送付します。ご希望の方は、選挙管理委員会事務局（Tel 435-1145）へご連絡ください。

**市報わかやま**



視覚障害のある方や目の不自由な方を対象に、「音声版市報わかやま（CD/デジ図書）」や「点字版市報わかやま（冊子）」を送付しています。ご希望の方は、広報広聴課（Tel 435-1009）へご連絡ください。

**ご参加ください**

**職員出前講座**

職員が地域に出向き、講座を開催する「職員出前講座」（全76講座）。今年度から障害や障害者への理解を深める講座を昨年度より増加。市民の皆さんの学びをサポートします。

**障害への理解に関する講座**

- 障害者福祉制度について
- 障害の理解 ● 手話を知ろう
- 精神障害者の理解について

詳しくは市HP（ID:1001167）をご確認いただくか、広報広聴課へお問い合わせください。

**問合せ先**

〒640-8511 和歌山市七番丁23  
 広報広聴課 Tel 435-1009 / FAX 431-2931  
 E-mail: koho@city.wakayama.lg.jp

**差別を受けたと感じたら…**

障害を理由とする差別を受けたと感じた方は、市に相談することができます。また、事案の解決のための助言あつせんを求めることができます。市は、事実関係を調査のうえ、助言またはあつせんを行います。

相談先は、障害者支援課・和歌山市委託相談支援事業所です。

和歌山市役所	
● 障害者支援課	Tel 435-1060 / FAX 431-2840
委託相談支援事業所	
● サポートセンター麦の郷	Tel 472-8549 / FAX 472-8563
● 相談支援事業所シャローム	Tel 425-2406 / FAX 426-1044
● 相談支援事業所りん	Tel 479-3128 / FAX 479-3130
● 地域活動支援センター櫻	Tel 444-2468 / FAX 446-6607
● つわぶき相談支援事業所	Tel 435-0294 / FAX 424-0294
● 麦の郷和歌山生活支援センター	Tel 423-2267 / FAX 423-2268



まずは  
 コミュニケーションをとることから  
 はじめてみませんか ——

**「人ごと」だと思わない**  
 障害がある人が暮らしているくうで、まだまだ不便なことも多いでしょう。その不便を、障害のない人が「人ごと」だと考えて何もしなければ、現状より良くなることはありません。しかし、一人ひとりが障害や障害のある人に関心を持つことで、大きく前進するはずですよ。

**誰もが安心して暮らせる和歌山市をめざして**



すべての人が障害の有無に関係なく、相互に尊重しあいながら共生できる社会の実現に向けて、和歌山市は障害に対する正しい認識の啓発やコミュニケーション手段の普及に取り組んでいきます。

**「和歌山市障害者差別解消推進条例」  
 「和歌山市手話言語条例」を制定**

障害のある人もない人も、安心して暮らしやすい和歌山市を目標とします。さらに、手話は言語であると認め、耳の不自由な人とそうでない人が共生できる地域社会の実現をめざします。

**障害のある人の社会参加の促進**

スポーツを通じて、気軽に外出できる機会を保障し、社会参加や相互交流をめざし、精神障害のある人が個人で参加できるボウリング大会を開催します。



**働く場の提供・就労支援の強化**

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、働く能力と意欲のある人の就労をめざします。

**意思疎通支援奉仕員養成講座**

市民の皆さんに、手話、点訳、朗読を用いたコミュニケーションの習得に取り組んでいただいています。※現在は受付終了。10月から「手話講座（基礎課程）」開始（8月募集予定）。



手話講座（入門課程）初回の様子

**グループホームなど障害者施設の整備**

障害のある人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、グループホームなどの整備を行う社会福祉法人等に対する支援を行います。



Let's communication!

障害のある方の  
 助けになるもの

- **手話** 耳の不自由な方 同士の間で生まれ、広がっていった言語。表情や動作、手の動きなどで伝えたいことを表現します。
- **筆談** 紙などに文字を書き、書いて伝える方法。特に中途失聴の方に有効です。
- **拡大文字・音声読み上げ** 中途失明や弱視の方には、音声、拡大文字、色反転などが便利です。インターネットのウェブ閲覧では、読み上げソフトが活躍します。
- **点字** 決まった配列の点で表現されます。指などで触れて、文章を読み取ります。



- **点字ブロック** 目の不自由な方を誘導するために地面や床面に敷設されているブロック。上には物を置かないようにしましょう。
- **図や絵での表示** 知的障害のある人には、図や絵での説明が分かりやすいことがあります。二重否定（例「なくはないです」など）などのややこしい表現は避けましょう。
- **平易な表現** 知的障害のある人には、図や絵での説明が分かりやすいことがあります。二重否定（例「なくはないです」など）などのややこしい表現は避けましょう。
- **ファックス** ファックス番号だけでなく、メールアドレスを案内するなど配慮しましょう。
- **メール** 電話番号だけでなく、ファックス番号やメールアドレスを案内するなど配慮しましょう。
- **会話内容の確認** 身体に麻痺があり、発語しづらい人に対しては、わかたふりをせず、聞いた内容を本人にきちんと確認することが大切です。

